

「令和8年度 特定医療費支給認定業務等委託」  
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「令和8年度 特定医療費支給認定業務等委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準および業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の業務概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの参加に係る手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 提案資格者の条件は、次のとおりとする。

- (1) 令和7年・8年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿において、種目「コンピュータ業務：D データ入力」及び「事務・業務の委託：F コールセンター業務」の3位までの登録が認められること。
- (2) 令和7年・8年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に未登録の者は、参加意向申出書の提出時までに、横浜市への入札参加資格申請をしていくこと。その場合は参加意向申出書提出時に申請書の写しを添付すること。
- (3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの付与を受けていることと、または情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度における認証（ISMS）を受けていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当していない者。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始がされている者でないこと。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者。

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申立てがなされている者（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。
- (8) 過去 5 年間において、指定難病対象者数 10,000 人以上の地方公共団体と特定医療費（指定難病）事務委託の契約実績がある者。事務委託の内容は、受給者証の更新業務を含むこと。

（提案書の内容）

第 4 条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

（評価）

第 5 条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 同種業務の実績
- (2) 業務配置計画
- (3) 総括責任者の経歴等
- (4) 業務の実施手法
- (5) 業務の管理体制
- (6) ワークライフバランスに関する取組
- (7) 障害者雇用に関する取組
- (8) その他、当該業務に対する意欲等

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果をもとに、当該業務にもっとも適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）

第 6 条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価

(2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認

(3) 評価の集計及び報告

(4) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりにする。

委員長 健康福祉局企画部長

副委員長 健康福祉局生活福祉部長

委員 健康福祉局精神保健福祉課長

健康福祉局介護保険課長

健康福祉局医療援助課長

健康福祉局医療援助課担当課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4名以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を、健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

#### (評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

(1) 評価委員の採点が適正に行われたこと

(2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと

(3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

(4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5) その他必要な事項

#### 附則

この要綱は、令和7年10月29日から施行する。